

高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱改正 新旧対照表

改正後	現 行
<p>高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱 第1条～ 第15条 (省略)</p> <p>附則 この要綱は、平成17年4月22日から施行する。 附則 この要綱は、平成18年4月7日から施行する。 附則 この要綱は、平成19年4月5日から施行する。 附則 この要綱は、平成20年4月9日から施行する。 附則 この要綱は、平成21年4月2日から施行する。 附則 この要綱は、平成22年4月19日から施行する。 附則 この要綱は、平成23年4月7日から施行する。 附則 この要綱は、平成23年4月19日から施行する。 附則 この要綱は、平成24年3月21日から施行する。 附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附則 この要綱は、平成26年4月4日から施行する。 附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附則 この要綱は、平成30年4月3日から施行する。 附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附則 この要綱は、令和5年3月22日から施行する。 附則 この要綱は、令和7年5月1日から施行する。 附則 この要綱は、令和8年3月25日から施行する。 附則 <u>この要綱は、令和8年5月8日から施行する。</u></p>	<p>高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱 第1条～ 第15条 (省略)</p> <p>附則 この要綱は、平成17年4月22日から施行する。 附則 この要綱は、平成18年4月7日から施行する。 附則 この要綱は、平成19年4月5日から施行する。 附則 この要綱は、平成20年4月9日から施行する。 附則 この要綱は、平成21年4月2日から施行する。 附則 この要綱は、平成22年4月19日から施行する。 附則 この要綱は、平成23年4月7日から施行する。 附則 この要綱は、平成23年4月19日から施行する。 附則 この要綱は、平成24年3月21日から施行する。 附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附則 この要綱は、平成26年4月4日から施行する。 附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附則 この要綱は、平成30年4月3日から施行する。 附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附則 この要綱は、令和5年3月22日から施行する。 附則 この要綱は、令和7年5月1日から施行する。 附則 この要綱は、令和8年3月25日から施行する。</p>

別表第1（第3条関係）（省略）

別表第2（第4条関係）（省略）

別表第3（第4条関係）（省略）

別表第4（第4条関係）

補助対象経費	摘要	備考
賃金	作業補助者への賃金（当日の指導、前日までのイベントの準備、会場整備等）	（注1）金額は、事業を行うのに必要な最小限度の額とする（1人1日当たり <u>9,700</u> 円以内）とする。 （注2）事業区分Dにおいては、活動1回あたりの上限を <u>38,800</u> 円とする。
報償費	外部講師等への謝金	（注1）外部講師は県内在住講師とする。 （注2）金額は、1人1日当たり <u>9,700</u> 円以内とする。ただし、特段の理由がある場合は1人1日当たり3万円以内とし、社会通念上、妥当な額とする。 （注3）事業を実施する団体の職員（会員及び役員を含む）等への講師謝金は補助対象外とする。
旅費	（省略）	（省略）
需用費	（省略）	（省略）
役務費	（省略）	（省略）
委託料	（省略）	（省略）
使用料及び賃借料	（省略）	（省略）

別表第1（第3条関係）（省略）

別表第2（第4条関係）（省略）

別表第3（第4条関係）（省略）

別表第4（第4条関係）

補助対象経費	摘要	備考
賃金	作業補助者への賃金（当日の指導、前日までのイベントの準備、会場整備等）	（注1）金額は、事業を行うのに必要な最小限度の額とする（1人1日当たり <u>9,000</u> 円以内）とする。 （注2）事業区分Dにおいては、活動1回あたりの上限を <u>3万6千円</u> とする。
報償費	外部講師等への謝金	（注1）外部講師は県内在住講師とする。 （注2）金額は、1人1日当たり <u>9,000</u> 円以内とする。ただし、特段の理由がある場合は1人1日当たり3万円以内とし、社会通念上、妥当な額とする。 （注3）事業を実施する団体の職員（会員及び役員を含む）等への講師謝金は補助対象外とする。
旅費	（省略）	（省略）
需用費	（省略）	（省略）
役務費	（省略）	（省略）
委託料	（省略）	（省略）
使用料及び賃借料	（省略）	（省略）

その他補助対象外となる経費

- 1 (省略)
- 2 (省略)
- 3 (省略)
- 4 (省略)

別表第5 (第4条関係) (省略)

別表第6 (第7条関係) (省略)

別記第1号様式 (第5条関係) (省略)

別紙1 (省略)

別紙2 (省略)

別紙3 (省略)

別紙4 (省略)

第2号様式 (第8条関係) (省略)

別紙1 (省略)

別紙2 (省略)

その他補助対象外となる経費

- 1 (省略)
- 2 (省略)
- 3 (省略)
- 4 (省略)

別表第5 (第4条関係) (省略)

別表第6 (第7条関係) (省略)

別記第1号様式 (第5条関係) (省略)

別紙1 (省略)

別紙2 (省略)

別紙3 (省略)

別紙4 (省略)

第2号様式 (第8条関係) (省略)

別紙1 (省略)

別紙2 (省略)

第3号様式（第9条関係）

第 年 月 日 号

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名

高知県こうち山の日推進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更又は追加交付の決定通知）がありました事業について、高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- (1) 事業実績書（別紙1）
- (2) 収支精算書（別紙2）
- (3) 事業実施主体一覧表（別紙3）
- (4) 活動報告書（別紙4）
- (5) 森林保全ボランティア活動支援事業実績一覧表（別紙5）
- (6) 森林保全ボランティア推進事業実績一覧表（別紙6）
- (7) 森林保全ボランティア推進事業協議記録（別紙7）

(注) 事業区分「A. 普及啓発活動支援事業」については、別紙3及び別紙4
事業区分「B. 植樹活動支援事業」については、別紙3及び別紙4
事業区分「C. 「緑の少年団」活動支援事業」については、別紙3及び別紙4
事業区分「D. 森林保全ボランティア団体活動支援事業」については、別紙5
事業区分「E. 森林保全ボランティア推進事業」については、別紙6、別紙7及び事業費の根拠書類を添えて提出してください。

第3号様式（第9条関係）

第 年 月 日 号

高知県知事 様

所在地
補助事業者名
代表者名

高知県こうち山の日推進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知（補助金の変更又は追加交付の決定通知）がありました事業について、高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

- (1) 事業実績書（別紙1）
- (2) 収支精算書（別紙2）
- (3) 事業実施主体一覧表（別紙3）
- (4) 活動報告書（別紙4）
- (5) 森林保全ボランティア活動支援事業実績一覧表（別紙5）
- (6) 森林保全ボランティア推進事業実績一覧表（別紙6）
- (7) 森林保全ボランティア推進事業協議記録（別紙7）

別紙 1 (省略)

別紙 2 (省略)

別紙 3 (省略)

別紙 4 (省略)

別紙 5 (省略)

別紙 6 (省略)

別紙 7 (省略)

第 4 号様式 (第 9 条関係) (省略)

第 5 号様式 (第 10 条関係) (省略)

別紙 1 (省略)

別紙 2 (省略)

別紙 3 (省略)

別紙 4 (省略)

別紙 5 (省略)

別紙 6 (省略)

別紙 7 (省略)

第 4 号様式 (第 9 条関係) (省略)

第 5 号様式 (第 10 条関係) (省略)